墨田区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第２２号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和４０年墨田区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の２条を加える。

（公園の設置基準）

第２条の２　法第３条第１項の規定による条例で定める基準のうち、区の区域内の公園の区民１人当たりの敷地面積の標準は、５平方メートル以上とする。

２　区は、次項各号に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの公園の特質に応じて区内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するものとする。

３　法第３条第１項の規定による条例で定める基準のうち、公園の配置及び規模の基準は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める規模を標準とし、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように配置するものとする。

⑴　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園　０．２５ヘクタール。ただし、敷地確保の困難性によりやむを得ない場合にあっては、０．０５ヘクタール

⑵　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園　２ヘクタール

⑶　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園　４ヘクタール

⑷　主として区の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園　その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができる規模

４　区は、前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその規模を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第２条の３　法第４条第１項本文の規定による条例で定める割合は、１００分の２と

する。

２　都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号。以下この項において「政令」という。）第６条第１項第１号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の１００分の１０を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

３　政令第６条第１項第２号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の１００分の２０を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

４　政令第６条第１項第３号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の１００分の１０を限度として同項本文又は前２項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

５　政令第６条第１項第４号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の１００分の２を限度として同項本文又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第３　１土地の使用料の部中「９５０円」を「９０５円」に改め、同表２公園施設の使用料の部中「１６，１００円」を「１４，５００円」に改める。

別表第４中「１，４２２円」を「１，３４０円」に、「７０２円」を「５９５円」に、「１，０５３円」を「９９３円」に、「４２１円」を「３９７円」に、「５０１円」を「６０１円」に、「３５０円」を「２９７円」に、「３８５円」を「４６２円」に、「５７２円」を「６８６円」に、「８，３５２円」を「７，９２０円」に、「１３，０５０円」を「１２，３７５円」に、「３４円」を「３３円」に改める。

別表第５中

「

墨田区立隅田公園	魚つり場	隅田公園内魚つり場	１箇所

」を

「

墨田区立隅田公園	魚つり場	隅田公園内魚つり場	１箇所
墨田区立隅田公園	自動車駐車場	隅田公園自動車駐車場	１箇所

」に改め、同表備考中「利用できる」を「使用することができる」に改め、同表備考を同表備考２とし、同表備考１として次のように加える。

１　隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。

別表第６魚つり場の項の次に次のように加える。

自動車駐車場	３０分以内の場合、１台、１回	大型車・中型車	無　料
		その他の車両	無　料
	３０分を超える場合、最初の３０分を除き、１台、１回、３０分までごとに	大型車・中型車	４００円
		その他の車両	１００円

別表第６付記に次のように加える。

５　規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を使用した場合は、この表の規定による所定の使用料に加え、当該使用時間を超えて使用した日１日につき２，０００円の範囲内で規則で定める額を徴収する。

付　則

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第２条の２及び第２条の３の規定は、この条例の施行の日以後に設置する公園から適用する。

３　この条例による改正後の別表第３、別表第４及び別表第６の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料から適用する。